

福井・東尋坊のクライミング自粛について

東尋坊の歴史と現況

東尋坊は戦前から岩登りの練習場として知られ、新田次郎の「栄光の岸壁」にも登場するように、全国の山岳関係者、クライミング愛好者に親しまれてきた。手軽に行ける岩場の少ない北陸・福井において、これまで、団体、個人を問わず、安全登山のための講習、遭難救助訓練、初心者の岩場歩き講習、指導者の養成・研修にも利用されてきた貴重な岩場であり、東尋坊なくして福井県のクライミングの歴史を語ることはできない。

そうした背景があって、福井県スポーツクライミング協会においては、ルート開拓と既存エイドルートのフリー化に取り組みながら、環境保全、安全性確保のため、無秩序に打たれて来て老朽化・腐食化したボルト・ハーケン類の撤去を進めるとともに、岩場にダメージを与える事が少なく耐衝撃荷重の大きいアンカーに打ち代えを行い、その数も減らしてきた。他方、地元観光協会などの要請に応じ観光客誘致イベントにも積極的に協力するなど地元との融和を図ってきた。また、定期的、計画的に岩場周辺の清掃と安全点検を実施しており、ナホトカ号の重油污濁事故の際もボランティアを派遣するなどしてきた。

今回問題となっているのは通称「三段岩・ローソク岩」周辺＝岩場としては「衝立・ローソク岩エリア」として各方面で紹介済み＝である。

現在、南北約1kmの東尋坊一帯では、このエリア以外の岩場におけるクライミング用の残置支点＝ボルト・ハーケン類＝は、撤去あるいは腐食に伴う自然脱落によりほとんど残存していない。これは、他のエリア（東尋坊で数少ないクラックルートが存在する大池、2級～3級ルート主体の唐谷と呼ばれる2つのエリアと随所に小規模ルートが点在する）は観光客の入り込みが多いうえに、新規開拓の余地も少なく、支点がなくなっても比較的クリーンクライミングを実現しやすいことから、支点を設置し直す必要性がなかったことにもよる。

「衝立・ローソク岩エリア」は玄武岩のフェースが主体であり、ルート数は大小あわせて20本、打たれているボルト類の数は150本程度である。そのほとんどすべてに10ミリ径のアンカーを使用しており、ステンレス製のハンガーは常設されているが、いつでも取り外しができる状態にある。このエリアの整備・開拓が進められたのは、観光客の立ち入りが少ないことに加え、手付かずのフリークライミングに適した岩壁が集中していたことによるものであった。

クライミング自粛要請の経緯と対応

4月上旬、文化庁より地元福井県三国町教委を通じて、「東尋坊は国指定の天然記念物であり法令により傷つけるような行為は禁止されているので、素登り（支点を使わないソロクライミングのことを意味していると思われる）はいいが、新たに傷つけるような行為はしないように福井県スポーツクライミング協会のホームページから東尋坊の紹介コンテンツを削除してもらえないかすでに設置されているボルト類を撤去できないか」と、この岩場の主な利用者である福井県スポーツクライミング協会と福井県山岳連盟に対して連絡および要請が入った。

文化財保護法が施行されて50年以上が経過するとのことであり、この間岩登りの練習場として盛況を極めボルト・ハーケン類が無秩序に乱打されていたような時代があったにもかかわらず、行政から何らの指導がなかったことは事実である。ただ、突然ともいえる連絡にどのような背景があったにせよ、法令を楯にした行政指導であるには違いなく、当面の対応として、東尋坊のクライミングとの関わりや歴史、近年の状況等の詳細を説明するとともに、「協会、岳連関係者に対してクライミング行為を自粛要請する。ホームページから当面関係コンテンツを削除する。とりあえず今年度の東尋坊を会場とする行事は会場を変更する。ボルト類の撤去に関しては、安全性の確保という観点からに加え、不特定多数のクライマーがルート開拓し、支点を設置してきた岩場であることから、無断で支点を撤去することもできない」と回答した。

その後、とりあえず福井県スポーツクライミング協会のホームページから東尋坊の紹介を削除し、今年度東尋坊において予定していた各種の講習会についてはその会場を変更するなどの措置をとるとともに、関係各方面に対してメールを発信し「当分の間、東尋坊におけるクライミング自粛」への協

力を依頼した。

一方、地元三国町教委においては、大型連休前にこの岩場周辺の2箇所に「東尋坊の岩場は国指定の天然記念物であり、形状の変更が法令で禁じられているので、傷つけるような行為を禁止する」旨の看板を設置し、来訪者に対し婉曲的にクライミング自粛を求めた。

東尋坊は日本海に面した越前加賀国定公園エリアの中にあり、福井県きっての観光ゾーンでもある。このため、古くから多くのみやげ物店が岩場近くまで軒先を並べているほか、海べりの岩場の上部には一帯を横断する遊歩道が設置されている。コンクリートを打たれた通路や船舶の係留施設が設置された岩場を発着する観光遊覧船が運航され、シーズンには観光バスや自家用車などで付近の駐車場が満杯になるほど、観光客の来訪がある。また昼夜を問わず、体を固定するためのボルト類を使用する釣り人の出入りも多い。このように、必ずしもクライミング関係者のみが岩場を利用したり、手を加えてきたわけではない。

また、クライミングは東尋坊の風物詩として周辺の情景に溶け込み、過去 TV、新聞等のメディアにもたびたび紹介されてきた。

こうした現況は行政当局も十分に把握していることではあり、クライミング振興という視点から東尋坊がすでに拠点的な岩場に位置づけられていることの理解を求めながら、クライミングを続けられる方策を探るための協議・折衝を進めていきたいと考えているので、クライマーの皆様ならびに関係各方面におかれては、その趣旨をご理解いただき、当面、クライミング自粛についてご協力をいただくようお願い申し上げます次第である。

文責 福井県スポーツクライミング協会会長 北山正明